

小原ふれあい公園出店要項

【期間：令和2年11月7日（土）～12月6日（日）】

1. コンセプト

小原の魅力を全国に知ってもらい、おもてなしの心で気持ち良く旅をしていただくとともに、地域を盛り上げる産業の活性化をはかる。合わせて、お客様の安全・安心のため、可能な限り、新型コロナウイルス感染症対策を講じる。

2. 出店資格

- ・小原商工会、小原観光協会会員であること（1日出店者を除く）
- ・今年度、四季桜愛護会に加入、活動に参加すること（ " ）
- ・暴力団関係者（役員が暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与、暴力団への資金供与等、社会的に非難される関係がある方）の出店は不可
- ・土日のみのお出店も可能
- ・11月5,6日、12月7日に行うまつりの準備、片付けに参加をすること。

3. 出店について

- ・今年度は、出店者ごとに新型コロナウイルス感染症への対策を十分に講じていただく必要がありますのでご承知ください。
- ・期間中のお出店物は事前に申請許可されたものに限ります。
- ・お出店やお出店物に関する苦情又はトラブルに関しては、当事者が責任を持って対応してください。
- ・お客様に不快感を与えるような服装、言動及び態度をとらないようにしてください。
- ・食器類は使い捨ての容器を使用してください。
- ・お出店の際に発生したゴミ、残汁等は回収容器を設置し、各自持ち帰りのうえ、適正に処分してください。
- ・器具の洗浄等に会場内の水道を使用しないでください。また排水溝に残汁等を流さないでください。
- ・店の看板、価格表示、ごみの分別収集表示等は、各店で用意してください。
- ・調理食品の取扱店は、手洗い設備を設置してください。
- ・水は各自で持ち込みしてください。
- ・商標・販売品表示ラベルは、各店で用意してください。
- ・駐車券を交付する車両は、お出店会場内には普通車1台、又は軽自動車2台のみとし、それ以外の車両は各自で駐車場所を確保してください。
- ・会場内の一般用駐車場は使用しないでください。なお、運搬車両進入券は別途交付します。（2台まで）
- ・毎朝、各店から1名出し、会場内の清掃をしてください。
- ・忘れず税務申告をしてください。
- ・1日出店は1日1枠までとします

4. 出店ブース

- ・1 出店につき 1 小間のみ申込み可

テント	1.5 間× 2 間 (3.6m×2.7m)	1 日出店者はこの枠のみ
	2 間× 3 間 (5.4m×3.6m)	

- ・移動販売車は出店可としますが、車両の全体写真も併せてご提出ください。
- ・土日のみの出店の場合、平日はお客様休憩所に利用させていただきます。
- ・テントの裏側もお客様が通行しますので、テント周辺は清潔に、また、ぬかるむ為、残った水をテント周辺に捨てないでください。
- ・音や、臭い等でお客様や他のブースへの迷惑にならないようにしてください。
- ・テント内の準備は、安全上、11月6日(金)に行ってください。
- ・1 日出店者の準備、片付けは当日に行ってください。

5. 火気の取扱い

- ・火気の取扱いには、十分に注意してください。
- ・主催者又は消防署員から安全指導があった場合は、必ず従ってください。

6. 消火器の設置

- ・各店で必ず消火器を用意し、火災が起きた際には、初期消火活動を行ってください。(万一のことを考え、火気を扱わない出店者も用意してください。)

7. 出店料等

今年度は、新型コロナの影響を考慮して、出店料を大幅に見直しました。

【出店料】

区 分	金 額	備考
テント (3.6m×2.7m)	30,000円 15,000円	1 日出店者 平日 1,500円 (会員: 1,000円) 土日祝 2,500円 (会員: 2,000円)
テント (5.4m×3.6m)	50,000円 25,000円	

【レンタル料】

区 分	金 額	備考
テント (3.6m×2.7m)	25,000円 (税抜)	1.8m×0.9mの机 1つ付き
テント (5.4m×3.6m)	35,000円 (税抜)	1.8m×0.9mの机 1つ付き
机 (1.8m×0.9m)	2,500円 (税抜)	1 日出店者: 500円/日

8. 電気について（電気器具等使用者）

- ・発電機の持ち込みは禁止しています。電源が必要な方は「出店者申込書」にて申請してください。

※電気引き込み工事料と電気料はまつり終了後徴収します。16,000 円～28,000 円程度（1日出店者は 500 円/日）

9. 安全管理・盗難防止

- ・物品等の搬入は、一般来場者の安全確保のため午前 8 時～9 時までに、搬出は午後 4 時以降 5 時までに終了して下さい。それ以外の搬入出は、やむをない場合を除きご遠慮下さい。
- ・各出店ブース内および搬入出時における出店物及び貴重品の管理については出店者自身で行ってください。また、天災、その他、不可抗力の原因によ発生した事故（盗難、紛失、火災、破損等）について、主催者は責任を負いねますのでご承知ください。（必要に応じて保険に加入するなど、適切な対応を講じてください。）
- ・野外の出店ですので、風雨等の天候条件に応じた対応もお願いします。

10. ルールの遵守

「ルールに違反する」又は「主催者の指示に従わない」などの場合、出店を中止をしていただく場合がありますが、それによって生ずる損害等についても一切の責任を負いません。また、出店料の返還もいたしません。

11. 出店決定

応募多数の場合は以下の順により出店の優先順位を決定します。

1. 小原地区在住・事業所が小原地区にある方
2. 豊田市在住・事業所が豊田市にある方
3. まつり期間全日、出店可能な方
4. 小原地区の物（野菜など）を取り扱っている方

その他

- ・出店品目などのバランスを考慮して出店可否を決定します。
- ・出店場所(位置)は出店の内容などを考慮し、主催者が決定します。

12. 提出書類

- ① 出店申込書
- ② 誓約書（原本）
- ③ 飲食出店の場合・・・食品営業許可証（露店商営業許可）又は「キッチンカー承認許可証」のコピー
- ④ 食品加工品を販売の場合・・・飲食店営業許可か食品製造許可証※のコピー
※愛知県内で許可証を取得したものに限り。販売品目すべての許可証が必要

⑤ 移動販売車の全体写真（移動販売車の出店者のみ必要）

①～④の書類は、必ず申込締切日までにご提出をお願い致します。期限までに書類のご提出がない場合は、ご出店をお断りする場合があります。

◆提出方法について

提出書類は窓口・郵送・FAX・メールにて受付致します。

※FAX・メールの場合も、誓約書は必ず原本を郵送又は窓口にて提出ください。

申込締切日 令和2年8月31日（月）必着

13. 応募結果

9月上旬に結果を通知します。なお結果内容について異議申立ては受け付けません。出店可の通知が来た方は9月30日（水）までに出店料を納付ください。納付がない場合は出店の意志がないものとみなします。

豊田市小原観光協会

〒470-0531 豊田市小原町上平 441-1

TEL：0565-65-3808

FAX：0565-66-0015

E-mail:info@kankou-obara.toyota.aichi.jp